

## 芝生広場使用申請書

播磨科学公園都市まちづくり事務所長 様

〔申請者〕	申 請 日	年      月      日
住所（所在地）	〒	
団 体 名	代表者 職・氏名	
	(電話      -      -      )      (FAX      -      -      )	
連絡担当者名	(電話      -      -      ) (メールアドレス      )	

下記のとおり、使用の承認を申請します。

なお、使用にあたっては、「播磨科学公園都市芝生広場管理要綱に定める事項」、「裏面記載の使用条件・注意事項」、「播磨科学公園都市まちづくり事務所の指示」等を遵守します。

使 用 日 時	年      月      日 (      )      時      分      ~      時      分	
使 用 目 的	【参考資料（例：プログラム、実施要領）があれば添付してください】	
参加人数（予定）	人      (光都プラザ第2駐車場利用台数：約      台)	
使 用 区 域	・全面使用      ・半面使用（南側・北側）      ・一部使用（      00㎡）	
舞 台 の 使 用	使 用 ・ 不 使 用	
使 用 者	【      】※申請者と使用者が同じ場合は【      】内に○を記入して下さい。 ※申請者と使用者が同じ場合は以下の項目は記入不要です。	
	住所（所在地）	〒
	団体名	代表者 職・氏名  (電話      -      -      ) (FAX      -      -      )
	連絡担当者名	(電話      -      -      ) (メールアドレス      )

【使用条件】

- 1 使用に際して安全確保の措置を講じ、使用中の事故については、使用者が責任を持って処理すること。
- 2 使用する際は、芝生広場等使用承認書（様式第4号）を携帯すること。
- 3 使用地に損傷を与えたときは、所長に届け出て指示を受けること。
- 4 使用に際して出たごみは、使用者において処分し、使用後は清掃を実施すること。
- 5 所長の許可を得た場合以外は、火気を使用しないこと。
- 6 路上駐車等住民への迷惑行為は絶対にしないこと。
- 7 スパイクは使用しないこと
- 8 管理上必要な指示に従うこと

【注意事項】

- 1 播磨科学公園都市まちづくり事務所長（以下「所長」）は、使用者が次の各項目に該当するときは、使用承認の取消し、使用の停止又は使用承認条件を変更することがあります。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
  - (2) 管理上支障があると認めたとき
  - (3) 周辺住民に迷惑をかけるおそれがあるとき
  - (4) 使用者が使用の取消しを願い出たとき
  - (5) 芝生広場管理要綱又は使用承認条件に違反したとき
  - (6) 使用承認後の事情の変化により、使用承認条件を満たさなくなるとき
  - (7) その他所長が必要と認めたとき
- 2 使用取消の願い出は、芝生広場等使用取消・使用料還付申請書（様式第2号）を所長に提出することにより行ってください。
- 3 使用承認の取消、使用の停止及び使用承認条件の変更を受けた場合、使用者は、使用に際し投じた費用を所長に請求できません。
- 4 使用者は、所長の定める使用料を、所長が定める期日までに、所長の発行する納入通知書により支払わなければなりません。
- 5 使用者は、4の使用料を支払期日までに支払わない場合は、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該使用料の金額につき年10.75%の割合で計算した延滞金を支払わなければなりません。
- 6 既に納めた使用料は返還しません。ただし、所長が特別の理由があると認めたときは返還します。
- 7 使用者は、使用にかかる権利を第三者に譲渡し、又は転貸できません。
- 8 使用者は、土地の現況有姿での貸出を承諾したものとします。なお、駐車場用地にあっては、所長に願い出、承認を受けたうえで使用前に整地作業等を自己の負担で行うことができます。この場合、所長は整地作業後の状況を原状とみなすことができます。
- 9 使用者は、使用を終えたとき又は使用承認を取り消されたときは、使用地を速やかに自己の負担で原状に回復し、所長の承認を得て、明け渡してください。

使用者が使用地を原状に回復しないときは、所長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができます。
- 10 使用地の使用にあたり、所長又は第三者に損害を与えたときは、使用者がその賠償等の責めを全て負うものとします。この場合、所長は、使用地の管理者としての一切の責めを負いません。

## 芝生広場等使用取消・使用料還付申請書

播磨科学公園都市まちづくり事務所長 様

〔申請者〕	申 請 日	年      月      日
住所 (所在地)	〒	
団 体 名	代表者 職・氏名	
	(電話      -      -      )      (FAX      -      -      )	
連絡担当者名	(電話      -      -      ) (メールアドレス      )	

下記のとおり使用の取消し及び使用料の還付を申請します。

(注) 太線枠内のみご記入ください。

使 用 日 時	年   月   日 (   )      時   分 ~      時   分
使用を取り消す施設	<input type="checkbox"/> A 芝生広場 <input type="checkbox"/> B 駐車場用地 <input type="checkbox"/> A・Bの両方 ※いずれかの <input type="checkbox"/> に○を記入して下さい。
取 消 理 由	

施 設 使 用 料	円	還 付 額	円
備 考			

### 駐車場用地使用申請書

播磨科学公園都市まちづくり事務所長 様

〔申請者〕	申 請 日	年 月 日
住所 (所在地)	〒	
団 体 名	代表者 職・氏名 (電話 - - ) (FAX - - )	
連絡担当者名	(電話 - - ) (メールアドレス )	

下記のとおり、使用の承認を申請します。

なお、使用にあたっては、「播磨科学公園都市芝生広場管理要綱に定める事項」、「裏面記載の使用条件・注意事項」、「播磨科学公園都市まちづくり事務所の指示」等を遵守します。

使 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
使 用 目 的	【参考資料 (例：プログラム、実施要領) があれば添付してください】		
参加人数 (予定)	人	駐車場用地利用台数	約 台
使 用 区 域	【別添図面のとおり】		
使 用 面 積	合計 00㎡ (光都プラザ第2駐車場は除く)		
使 用 者	【      】※申請者と使用者が同じ場合は【      】内に○を記入して下さい。 ※申請者と使用者が同じ場合は以下の項目は記入不要です。		
	住所 (所在地)	〒	
	団体名	代表者 職・氏名 (電話 - - ) (FAX - - )	
	連絡担当者名	(電話 - - ) (メールアドレス )	

【使用条件】

- 1 使用に際して安全確保の措置を講じ、使用中の事故については、使用者が責任を持って処理すること。
- 2 使用する際は、芝生広場等使用承認書（様式第4号）を携帯すること。
- 3 使用地に損傷を与えたときは、所長に届け出て指示を受けること。
- 4 使用に際して出たごみは、使用者において処分し、使用後は清掃を実施すること。
- 5 所長の許可を得た場合以外は、火気を使用しないこと。
- 6 路上駐車等住民への迷惑行為は絶対にしないこと。
- 7 スパイクは使用しないこと
- 8 管理上必要な指示に従うこと

【注意事項】

- 1 播磨科学公園都市まちづくり事務所長（以下「所長」）は、使用者が次の各項目に該当するときは、使用承認の取消し、使用の停止又は使用承認条件を変更することがあります。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
  - (2) 管理上支障があると認めたとき
  - (3) 周辺住民に迷惑をかけるおそれがあるとき
  - (4) 使用者が使用の取消しを願い出たとき
  - (5) 芝生広場管理要綱又は使用承認条件に違反したとき
  - (6) 使用承認後の事情の変化により、使用承認条件を満たさなくなるとき
  - (7) その他所長が必要と認めたとき
- 2 使用取消の願い出は、芝生広場等使用取消・使用料還付申請書（様式第2号）を所長に提出することにより行ってください。
- 3 使用承認の取消、使用の停止及び使用承認条件の変更を受けた場合、使用者は、使用に際し投じた費用を所長に請求できません。
- 4 使用者は、所長の定める使用料を、所長が定める期日までに、所長の発行する納入通知書により支払わなければなりません。
- 5 使用者は、4の使用料を支払期日までに支払わない場合は、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該使用料の金額につき年10.75%の割合で計算した延滞金を支払わなければなりません。
- 6 既に納めた使用料は返還しません。ただし、所長が特別の理由があると認めたときは返還します。
- 7 使用者は、使用にかかる権利を第三者に譲渡し、又は転貸できません。
- 8 使用者は、土地の現況有姿での貸出を承諾したものとします。なお、駐車場用地にあっては、所長に願い出、承認を受けたうえで使用前に整地作業等を自己の負担で行うことができます。この場合、所長は整地作業後の状況を原状とみなすことができます。
- 9 使用者は、使用を終えたとき又は使用承認を取り消されたときは、使用地を速やかに自己の負担で原状に回復し、所長の承認を得て、明け渡してください。

使用者が使用地を原状に回復しないときは、所長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができます。
- 10 使用地の使用にあたり、所長又は第三者に損害を与えたときは、使用者がその賠償等の責めを全て負うものとします。この場合、所長は、使用地の管理者としての一切の責めを負いません。